

新潟県条例第50号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第14条関係）				別表第1（第14条関係）			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 占用料				(2) 占用料			
区 分	算定の 基礎	占 用 料 の 額		区 分	算定の 基礎	占 用 料 の 額	
		漁業関係 者	漁業関係 者以外の 者			漁業関係 者	漁業関係 者以外の 者
(略)				(略)			
3 管類を設置 する場合	(略)	(略)	180円	3 管類を設置 する場合	(略)	(略)	190円
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。